

事件番号 平成29年（し）第757号

滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件

**最高裁は大阪高検の特別抗告を棄却し、一日も早く
西山美香さんの再審裁判を開くことを求める要請書**

最高裁判所第二小法廷 御中

2003年（平成15）5月22日午前4時過ぎ、滋賀県東近江市（旧湖東町）の湖東記念病院において人工呼吸器を装着していた男性入院患者が死亡しているのをおむつ交換のため訪室した看護師と、看護助手の西山美香さんが発見しました。看護師が「人工呼吸器のチューブが外れていた」と証言したことから（のちに撤回）警察の捜査が始まり、看護師が居眠りをしていてアラーム音を聞き逃したのではないかと業務上過失致死の疑いで追及されましたが、アラームを聞いた人がおらず、立件できませんでした。看護師に同行した西山美香さんも厳しい取調べをうけ、「私が呼吸器のチューブを抜いて殺した」と自白し、逮捕・起訴され、12年間服役しました。

しかし西山さんは、対人関係においてコミュニケーションをとることが苦手で、迎合しやすい性格のため、二次再審即時抗告審で大阪高裁第二刑事部（後藤眞理子裁判長）は、自白は捜査官の誘導にそったもので信用性はなく、また入院患者の死因については、呼吸器のチューブが外れたことによる窒息ではなく、致死性不整脈による自然死を疑い、原決定を破棄して再審開始を決定しました。

本件は、事件性はまったくないのに警察と検察が作り上げた事件です。御庁におかれでは特別抗告を棄却し、一日も早く再審裁判が開かれるよう要請します。

名 前	住 所

署名送り先

〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目3-30 滋賀県労連内
日本国民救援会滋賀県本部 電話077-521-2129 FAX077-521-2534